○文部科学省告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

名称	所在地	地域
須賀利大池及び小池	三重県尾鷲市須賀利町字大池山	五六二番、五六五番、五六六番一、五六六番二、五六六番三
	同　字小池	五五八番一、五五八番二、五五九番、五六〇番、五六一番一、五六一番二、五六一番三、五六一番四、五六一番五、五六一番六、五六一番七
	同　字倉本	五六三番
	同　字南脇	五六四番
	同　字元須賀利	五六七番
	同　字中ノ曽	五六八番

○文部科学省告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
遠江国分寺跡	大正十二年内務省告示第五十七号、昭和二十七年文化財保護委員会告示第三十四号及び平成二十年文部科学省告示第百二十三号	静岡県磐田市見付字境松	三〇四八番一
姫路城跡	昭和三年内務省告示第百四十八号、昭和七年文部省告示第七百四十二号、昭和三十一年文化財保護委員会告示第七十一号、昭和五十四年文部省告示第百十九号及び平成十三年文部科学省告示第十二号	兵庫県姫路市元塩町	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅴ座標系を基準とする六〇二地点（X＝マイナス一二九五二五・九〇〇メートル、Y＝三三三四〇・五五〇メートル）、六二四地点（X＝マイナス一二九五二一・六七一メートル、Y＝三三三九・九五五メートル）、六二三地点（X＝マイナス一二九五二八・四〇五メートル、Y＝三三二九八・〇九七メートル）、六一三地点（X＝マイナス一二九五一九・九六九メートル、Y＝三三二九八・六九〇メートル）、六一四地点（X＝マイナス一二九五二一・二〇八メートル、Y＝三三三〇六・四四四メートル）、六一五地点（X＝マイナス一二九五二一〇・六三九メートル、Y＝三三二一・八三メートル）、六一六地点（X＝マイナス一二九五二二・六九七メートル、Y＝三三二六・三二六メートル）、六一七地点（X＝マイナス一二九五二二・七四五メートル、Y＝三三二六・六七三メートル）、六一八地点（X＝マイナス一二九五二三・八六七メートル、Y＝三三二四・七五七メートル）、六一九地点（X＝マイナス一二九五二四・二〇六メートル、Y＝三三二七・二〇八メートル）、六二〇地点（X＝マイナス一二九五二四・五六八メートル、Y＝三三二九・九八二メートル）、六二一地点（X＝マイナス一二九五二五・二七〇メートル、Y＝三三二六・一四五メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

○文部科学省告示第八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項及び第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる特別史跡及び特別天然記念物に、同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年一月二十四日

文部科学大臣　平野　博文

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
日光杉並木街道附並木寄進碑	大正十一年内務省告示第四十九号、昭和二十八年文化財保護委員会告示第百二十号、昭和二十九年文部省告示第二十三号及び平成二十四年文部科学省告示第百二十六号	栃木県日光市千本木字下原	三一番九のうち実測七五一・六八平方メートル
藤原宮跡	昭和二十一年文部省告示第百二十号、昭和二十九年文化財保護委員会告示第三十四号、昭和五十二年文部省告示第二十三号、昭和五十五年文部省告示第百七十九号、昭和六十一年文部省告示第三十八年九号、平成元年文部省告示第百十二号、平成五年文部省告示第百五十一号、平成十年文部科学省告示第百九年七号及び平成二十年文部科学省告示第百二十六号	奈良県橿原市縄手町 同　高殿町	一五九番五、一六七番八 一二六番一、一二六番二、一二六番三、二五五・二五六番三合併、二五六番四、二七七番、二七八番、三〇八番
		同　総社本町	一一四番

備考　地域に関する実測図を兵庫県教育委員会及び姫路市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。